

## 広島県と株式会社イズミとの包括的連携に関する協定書

広島県（以下「甲」という。）と株式会社イズミ（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、広島県内における地域の活性化と県民サービスの向上に向けて取り組むため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携し、協働による取組を推進することにより、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、地域社会の活性化及び県民サービスの向上に資することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 県産品の販売促進に関する事
- (2) 子育て支援・青少年育成に関する事
- (3) 県政情報の発信、観光振興に関する事
- (4) 地域防災に関する事
- (5) 地域の安全・安心に関する事
- (6) 健康増進・食育に関する事
- (7) 高齢者支援に関する事
- (8) 障害者支援に関する事
- (9) 環境対策・リサイクルに関する事
- (10) その他県民サービスの向上、地域社会の活性化に関する事

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議の上、取組ごとに別途取り決める。

### （期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結日から1年間とし、期間満了の1か月前までに甲又は乙が書面による解約の申し出を行わなければ、1年間延長するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を解約できるものとする。

(内容の見直し)

第4条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、甲乙協議の上、内容の変更を行うものとする。

(疑義の解決)

第5条 本協定に定める事項及び本協定に定めのない事項に関して疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が署名をして、各自その1通を所持する。

平成23年9月6日

甲 広島県  
代表者 広島県知事

湯 崎 英 彦

乙 広島県広島市南区京橋町2番22号  
株式会社イズミ  
代表取締役社長

山 西 泰 明